

# 地域を支える Forum welfare Life News Letter

## フォーラム福祉通信

**表1** 《都城市・三股町における主たる障がい別障害別支援区分決定者の状況》

障がい種別	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
身体障がい者	なし	89	80	75	83	90
	1	10	6	1	2	3
	2	70	57	31	18	18
	3	68	67	67	87	103
	4	56	62	61	70	69
	5	59	65	82	84	89
	6	138	151	158	164	169
合計		490	488	475	508	541
知的障がい者	なし	66	51	63	68	77
	1	21	15	6	4	3
	2	77	56	53	55	53
	3	90	100	107	109	113
	4	103	121	128	118	119
	5	70	77	81	90	102
	6	49	61	78	82	87
合計		476	481	516	526	554
精神障がい者	なし	130	141	149	163	167
	1	8	10	1	0	1
	2	29	34	39	42	44
	3	25	38	58	59	57
	4	14	22	32	35	43
	5	4	4	4	3	6
	6	2	2	1	1	1
合計		212	251	284	303	319

- 図1** 訓練等給付
- 就労支援**
    - 就労移行支援
    - 就労定着支援
    - 就労継続支援（A型/B型）
  - 自立訓練**
    - 機能訓練
    - 生活訓練
  - 居住訓練**
    - 自立生活援助
    - 共同生活援助（グループホーム）
  - 介護給付**
    - 居宅介護（ホームヘルプ）
    - 重度訪問介護
    - 同行援護
    - 行動援護
    - 重度障がい等包括支援
  - 訪問**
    - 療養介護
    - 生活介護
    - 短期入所（ショートステイ）
  - 日中活動**
    - 施設入所支援

特集

## 全ての人が豊かな暮らしを実現するために 障がい福祉サービスを知ろう

障がい福祉において、我が国ではノーマライゼーションという社会理念の浸透を目指しています。これは、障がいの有無に関わらず、誰もが平等に生活する社会を実現させる考えです。本稿ではそのノーマライゼーションの考えをもとに、障がい福祉サービスについて考察を進めていきます。

◆障がい福祉とは

障がい者について、あなたはどのような意識を持っているでしょうか。共生社会という言葉が浸透し、地域包括ケアの必要性が声高に叫ばれている現代社会で、メディアを通じて障がいについて見聞することも多いかと思えます。ですが、それでもまだまだ社会的には、障がいのある人の暮らしや困難、取り巻く環境などについて、理解が追いついていないのが現状です。

内閣府の調べによれば、日本国内の実に7.6%の人が何らかの障がいを持っていると言われていています。日本の人口がおよそ1億2千万ですから、全国で900万人以上の障がい者がいることとなります。障がい者の

視点に立つて物事を考えるのは

難しいことではありませんが、今後、共生社会の実現、あるいは厚生労働省が提唱するノーマライゼーションの実現に向けて、領域や職種を超えた連携がますます重要になります。その第一歩として、障がい者が受けられる様々なサービス——障がい福祉サービスについて知ることが肝要です。障がい福祉サービスとは、障がいがあることで日常生活や社会生活に困難を感じる方に対して、手助けとなる福祉サービスのことです。

◆障がい者の定義

そもそも、障がいがあるというのとは、どういう状態を指すのでしょうか。「障がい者」は法律でその定義が定められています。障がい者基本法によれば、「身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」とあります。大別すると、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3つに分けられますが、症状の軽重に合わせてそれぞれに等級が設けられています。また、等級とは別に、支援の必要度合いを表す障がい支援区分（1〜6）もあり、混同しやすくなりますので注意が

律でその定義が定められています。障がい者基本法によれば、「身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」とあります。大別すると、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3つに分けられますが、症状の軽重に合わせてそれぞれに等級が設けられています。また、等級とは別に、支援の必要度合いを表す障がい支援区分（1〜6）もあり、混同しやすくなりますので注意が



必要です。

障がい福祉サービスの対象者は後述の3つに分けられます。  
①18歳以上で、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）に該当する方  
②障がい児——満18歳に満たない方で、身体・知的・精神に障がいのある児童（発達障がい児も含まれる）  
③難病患者——ここでは障がい者総合支援法で指定されている難病を指します。その程度が日常生活や社会生活に相当の制限が加わると認められる場合に、障がい者総合支援法の障がい者として扱われ、障がい福祉サービスの対象となります。

障がい者への福祉サービスの基本的な部分は、地域社会にお

ける共生の実現に向けての理念のもと、「障がい者総合支援法」に規定されており、この法によって障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図ります。

◆障がい福祉サービスの種類

実際に利用できる障がい福祉サービスは、「訓練等給付」と「介護給付」の2種類に大別されます。訓練等給付とは、障がいのある方が日常生活や社会生活を営むために、必要な訓練などを提供するサービスです。リハビリテーションや就職に関わるサービス（就労移行支援）があります。他方、介護給付は、日常生活で必要な介護の支援を提供するサービスです。自宅での介護の支援や行動援護などのサービスがあります（図1参照）。

障がい福祉サービスの申請は、市区町村の窓口で行います。窓口の名称は市区町村で異なりますが、障がい福祉課などの名称が多いです。担当窓口がわからない場合は、事前に市区町村の総合窓口へお問合せいただくか、申請する窓口は同じですが、

訓練等給付と介護給付ではその後の流れが一部異なります。障がい福祉サービスは様々な種類があり、申請手続きも複雑です。ひとりで進めていくには難しい場面があるかと思えますので、そのような時は「相談支援事業者」をご活用ください。

相談支援事業者は、「指定一般相談支援事業者」と「指定特定相談支援事業者」の二つがあり、役割が異なります。指定一般相談支援事業者は障がいのある方から生活上の困難について、広く相談を受け付けています。一方の指定特定相談支援事業者は、障がい福祉サービス利用についての相談のほかに、サービス等利用計画書の作成を行うことができます。

障がいについての困りごとや障がい福祉サービスについて様々な相談をすることができ、利用するサービスで悩んでいる方はぜひ相談してください。

◆地域の障がい者福祉の実情

都城市・三股町における障がい別支援区分決定者の状況は、令和元年度現在で、身体障がい者が541人、知的障がい者が554

人、精神障がい者が319人となっています（表1参照）。データによれば、平成27年度から令和元年度の調査まで、どの区分においても増加傾向にあることがみとれます。

都城市では、障がいを持つ方々が安心して地域の中で暮らしていけるように、障がい者計画が策定されており、2020年に「都城市第4期障がい者計画」が発表されました。令和2年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする4か年計画となり、地域福祉の推進に期待が寄せられます。地域のノーマライゼーションの実現のためにも、障がい福祉サービスの浸透は重要です。障がい者福祉について、地域全体でまずは知るところからはじめていければと思います。

